様式６

令和　　年　　月　　日

山形市長　様

住　　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名又は事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**誓　約　書**

　　山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事公募型プロポーザルに参加するにあたり、次の誓約事項について、誓約します。

誓約事項

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこ

と。

２　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。

３　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

４　山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

５　税の滞納がないこと。

６　山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）の規程に基づき、競争入札参加者名簿に電気通信工事として登録されていること。

７　建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。

８　山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。

９　本件工事について、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置することができるとともに、常駐の現場代理人を配置することができること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。

10　プロポーザルに参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、審査結果通知に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

　　【共同企業体として応募する場合】

* すべての構成員が上記１～５、７～10の要件に該当すること。
* 構成員のうち1者以上が上記６の要件に該当すること。
* 本市の対応窓口となり契約締結等の諸手続きを行い、工事遂行の責を負う者を代表事業者とすること。

※　共同企業体における構成団体も提出が必要。